

平成26年度

小樽市「財政健全化」審査意見書

小樽市監査委員

目 次

第1 審査の概要	1
1 審査に付された比率及び書類	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
第2 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

平成26年度 小樽市財政健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査に付された比率及び書類

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間 平成27年8月3日 ～ 平成27年8月19日

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼に、各数値が平成26年度決算数値及び地方財政状況調査表の数値と符合しているかどうか、また、各見込額等の算定が適切かどうかについて確認しました。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、健全化判断比率の推移は、次のとおりです。

健全化判断比率の推移

(単位：%)

区 分	平成26年度	早期健全化基準	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
		財政再生基準				
実質赤字比率	-	11.69 20.00	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	16.69 30.00	-	-	-	-
実質公債費比率	12.2	25.0 35.0	13.7	13.7	14.3	14.8
将来負担比率	75.7	350.0	88.4	93.6	108.5	113.6

本年度は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに生じておらず、また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っています。

2 個別意見

健全化判断比率の概要及び個別意見は、次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実質赤字比率

(単位：千円)

会計名		実質収支額		増減
		本年度	前年度	
一般会計等	一般会計	500,547	286,392	214,155
	土地取得事業特別会計		0	0
	住宅事業特別会計	0	0	0
	産業廃棄物処分事業特別会計	0	0	0
	実質赤字額	△ 500,547	△ 286,392	△ 214,155
標準財政規模		32,635,270	32,972,237	△ 336,967
実質赤字比率		% -	% -	
〔算定式に基づく 実質黒字比率〕		(△ 1.53)	(△ 0.86)	ポイント (△ 0.67)

- (注) 1 実質赤字額及び各比率は、赤字を正数で、黒字を負数(△)で表示しています。
 2 括弧書きの比率及びポイントは参考値です。
 3 土地取得事業特別会計は、平成25年度末をもって廃止となりました。

本年度の一般会計等の実質収支は、一般会計で500,547千円の黒字となったことから、実質赤字比率は生じませんでした。

なお、算定式に基づく実質黒字の比率は1.53%となり、前年度と比較すると0.67ポイント上昇しました。

この主な要因としては、歳入において市税、地方消費税交付金などで予算額を上回ったほか、歳出において職員給与費、生活保護費、他会計繰出金などで不用額を生じたことが挙げられます。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等及び公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の合計から実質黒字額及び資金剰余額の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{(\text{実質赤字額} + \text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額} + \text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額		増 減
		本 年 度	前 年 度	
一 般 会 計 等	一般会計	500,547	286,392	214,155
	土地取得事業特別会計		0	0
	住宅事業特別会計	0	0	0
	産業廃棄物処分事業特別会計	0	0	0
政 令 で 定 め る 特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	118,907	475,446	△ 356,539
	介護保険事業特別会計	135,609	1,170	134,439
	後期高齢者医療事業特別会計	33,718	33,983	△ 265
会 計 名		資 金 不 足 額 又 は 資 金 剰 余 額		増 減
		本 年 度	前 年 度	
法 適 用 企 業	病院事業会計	△ 504,229	258,306	△ 762,535
	水道事業会計	1,039,820	1,036,105	3,715
	下水道事業会計	126,671	106,434	20,237
	産業廃棄物等処分事業会計	580,672	379,161	201,511
法 非 適 用 企 業	港湾整備事業特別会計	278,928	154,422	124,506
	青果物卸売市場事業特別会計	0	0	0
	水産物卸売市場事業特別会計	0	0	0
	簡易水道事業特別会計	0	0	0
連結実質赤字額		△ 2,310,643	△ 2,731,419	420,776
標準財政規模		32,635,270	32,972,237	△ 336,967
連結実質赤字比率		-	-	
〔算定式に基づく 連結実質黒字 赤字比率〕		(△ 7.08)	(△ 8.28)	ポイント (1.20)

- (注) 1 資金不足額又は資金剰余額は、資金不足額を負数(△)で、資金剰余額を正数で表示しています。また、解消可能資金不足額を考慮したことにより資金不足額が発生しない場合は「-」で表示しています。
- 2 連結実質赤字額及び各比率は、赤字を正数で、黒字を負数(△)で表示しています。
- 3 括弧書きの比率及びポイントは参考値です。
- 4 政令で定める特別会計とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で規定する特別会計です。
- 5 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業です。
- 6 土地取得事業特別会計は、平成25年度末をもって廃止となりました。

本年度は、一般会計等及び政令で定める特別会計において実質収支が赤字となった会計はありませんでした。また、黒字となった会計は一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計で、その合計額は788,781千円でした。

公営企業会計（法適用企業及び法非適用企業）において資金不足額が生じた会計は病院事業会計で、その額は504,229千円でした。また、資金剰余額を生じた会計は、水道事業会計、下水道事業会計、産業廃棄物等処分事業会計及び港湾整備事業特別会計で、その合計額は2,026,091千円でした。

この結果、実質収支額と資金不足額又は資金剰余額の合計は2,310,643千円の黒字となり、連結実質赤字比率は生じませんでした。また、算定式に基づく連結実質黒字の比率は7.08%で、前年度と比較すると1.20ポイント減少しました。

この主な理由は、実質収支額において一般会計で 214,155 千円、介護保険事業特別会計で 134,439 千円それぞれ増加しましたが、国民健康保険事業特別会計で 356,539 千円減少し、資金剰余額において産業廃棄物等処分事業会計で 201,511 千円、港湾整備事業特別会計で 124,506 千円それぞれ増加しましたが、病院事業会計で 762,535 千円減少したことによるものです。

<意見>

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、平成 21 年度に実質赤字及び連結実質赤字を解消して以降は両比率とも生じておらず、本年度は病院事業会計において資金不足を生じたものの連結実質黒字を確保しています。今後の財政運営に当たっては、人口減少の影響などにより税収や事業収入の減少が続くことも予想されますので、引き続き収支バランスに留意しながら一層の財務体質の強化に取り組まれることを期待するものです。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、次の算式で算定する比率の 3 か年の平均値です。

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{地方債の元利償還金(公債費充当特定財源を控除)} + \text{準元利償還金} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
① 地方債の元利償還金（繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く）	6,587,943	7,045,286	7,337,362	7,367,871
② 公債費充当特定財源	1,190,386	1,209,777	1,238,703	1,305,685
③ 準元利償還金	2,210,427	3,252,148	2,633,239	2,688,884
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,035,417	5,067,694	5,070,157	4,885,758
⑤ 標準財政規模	32,635,270	32,972,237	33,098,730	32,635,952
各年度の実質公債費比率(%) (①-②+③-④) / (⑤-④) × 100	9.32094	14.40612	13.06431	13.92895
本年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)	12.2			
前年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)		13.7		
増減ポイント	△ 1.5			

本年度の実質公債費比率は 12.2% で、前年度と比較すると 1.5 ポイント改善しました。

この主な理由は、本年度は平成 23 年度と比較して地方債の元利償還金で 779,928 千円、準元利償還金で 478,457 千円それぞれ減少したことによるものです。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、次の算式で算定します。

$$\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額		増 減
	本年度	前年度	
① 地方債の現在高	53,001,998	54,242,943	△ 1,240,945
② 債務負担行為に基づく支出予定額	17,724	44,202	△ 26,478
③ 公営企業債等繰入見込額	19,438,990	16,412,311	3,026,679
④ 組合負担等見込額	3,329,940	4,024,182	△ 694,242
⑤ 退職手当負担見込額	9,903,156	10,732,252	△ 829,096
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
⑧ 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
A 将来負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	85,691,808	85,455,890	235,918
⑨ 充当可能基金	3,084,828	2,629,056	455,772
⑩ 充当可能特定歳入	8,233,558	8,726,148	△ 492,590
⑪ 基準財政需要額算入見込額	53,455,978	49,429,687	4,026,291
B 充当可能財源等 (⑨+⑩+⑪)	64,774,364	60,784,891	3,989,473
C 将来負担額－充当可能財源等 (A－B)	20,917,444	24,670,999	△ 3,753,555
D 標準財政規模	32,635,270	32,972,237	△ 336,967
E 算入公債費等の額	5,035,417	5,067,694	△ 32,277
F 標準財政規模－算入公債費等の額 (D－E)	27,599,853	27,904,543	△ 304,690
将来負担比率 C/F×100 (%)	75.7	88.4	ポイント △ 12.7

本年度の将来負担比率は75.7%で、前年度と比較すると12.7ポイント改善しました。

この主な理由は、将来負担額の公営企業債等繰入見込額で3,026,679千円増加しましたが、地方債の現在高で1,240,945千円減少し、充当可能財源等の基準財政需要額算入見込額で4,026,291千円増加したことによるものです。

<意 見>

実質公債費比率及び将来負担比率については、両比率とも前年度より改善し、5年間の推移を見ても減少を続けていることから、財務状況の改善が着実に進んでいるものと言えます。

今後の財政運営に当たっては、潜在的な将来負担として公共施設等の老朽対策や耐震化などの必要性が高まっていることなども踏まえ、後年の財政負担を十分考慮しながら、中長期的な視点に立ち計画的な事業の実施に努められ、将来にわたって財政の健全性が堅持されることを期待するものです。